

令和 2 年度第 2 回
神戸市都市計画審議会会議録

令和 2 年 11 月 16 日

令和2年度 第2回 神戸市都市計画審議会

1 日時 令和2年11月16日(月) 午後3時00分～午後3時32分

2 場所 神戸市役所1号館28階 第4委員会室

3 出席委員 (25人)

(1) 学識経験のある者

小谷通泰	栗山尚子
中林志郎	西野百合子
西村順二	濱野雅之
藤田一郎	八木景子

(2) 市会議員

安井俊彦	村野誠一
山下てんせい	上畠寛弘
堂下豊史	門田まゆみ
黒田武志	林まさひと
朝倉えつ子	大井としひろ
あわはら 富夫	

(3) 国及び兵庫県の行政機関の職員

溝口宏樹(代理 日野)
荒木一聡(代理 西谷)
三木正夫(代理 峯崎)

(4) 市民

横山良彦
西田有美

(5) 臨時委員

星野 敏

4 議題

第1号議案 神戸国際港都建設計画生産緑地地区の変更について

(有野10生産緑地地区ほか18地区)

第2号議案 産業廃棄物処理施設の敷地の位置について(中央区港島9丁目)

1. 開会

○小谷会長

皆さん、どうもこんにちは。

定刻となりましたので、ただいまより令和2年度第2回神戸市都市計画審議会を開会いたします。

まず、事務局から委員のご紹介と定足数の確認をお願いいたします。

○山本副局長

委員のご紹介の前に、本日は新型コロナウイルスの感染拡大防止のため換気と委員の座席の配列の変更等を行っております。なお、座席につきましては委員名簿順に配列させていただいておりますので、ご理解のほどよろしくをお願いいたします。

それでは、委員のご紹介をさせていただきます。お手元の委員名簿をご参照ください。

今回の審議会には、臨時委員を委嘱させていただいております。第1号議案の生産緑地地区の変更についてご審議いただきます星野委員でございます。

○星野委員

よろしく申し上げます。

2. 定足数の確認

○山本副局長

次に、定足数についてご報告いたします。

神戸市都市計画審議会条例第5条第2項の規定により、委員及び議事に関係のある臨時委員の総数の半数以上の出席により会議が成立することになっております。委員の総数は28名ですので、定足数は15名となります。

本日は委員25名にご出席をいただいておりますので、会議は有効に成立しております。

以上でございます。

○小谷会長

ありがとうございます。

3. 会議録署名委員の指名

○小谷会長

本日の会議録署名委員ですが、西村委員と八木委員にお願いしたいと思います。よろしくをお願いいたします。

4. 議案審議

それでは議案の審議に入りたいと思います。本日は2件の議案を審議いたします。

第1号議案は、神戸国際港都建設計画生産緑地地区の変更について（有野10生産緑地地区ほか18地区）及び、第2号議案は産業廃棄物処理施設の敷地の位置について（中央区港島9丁目）となっております。

それでは第1号議案 生産緑地地区の変更について、事務局から説明をお願いいたします。

○山田都市計画課長

都市計画課長の山田でございます。座って説明させていただきます。

第1号議案 神戸国際港都建設計画生産緑地地区の変更について（有野10生産緑地地区ほか18地区）、神戸市決定です。

まず、生産緑地地区の都市計画上の位置付けをご説明します。前面スクリーンをご覧ください。

生産緑地地区は市街化区域内にある都市農地を計画的に保全して、良好な都市環境を形成することを目的として指定するものです。

神戸市では、市街化の進展に伴い緑地が急速に減少する中、良好な生活環境を確保する上で、農地等の持つ緑地機能に着目して、残存する農地等の計画的な保全を行う必要があったため、平成4年に市街化区域内農地を宅地化する農地と保全する農地に区分し、このうち保全する農地を生産緑地地区として指定しました。

次に、市街化区域内の農地の税制についてご説明します。

宅地化農地については、固定資産税が宅地並み評価、宅地並み課税となり、相続税の納税猶予を受けることができない一方で、開発に関する規制を受けません。

次に、生産緑地については、固定資産税が農地評価、農地価税となり、相続税の納税猶予を受けることができる一方で、建築物の新築等の行為制限と原則30年間の農地等としての管理義務を課しています。

次に、生産緑地地区の追加指定についてご説明します。

本市では、平成29年の生産緑地法改正の趣旨を踏まえ、平成30年度よりコンパクトなまちづくりの推進と都市農業振興の観点から、生産緑地地区の追加指定を推進しております。その指定要件は、生産緑地法に基づき主に3つあり、1. 公害または災害の防止、農林漁業と調和した都市環境の保全等良好な生活環境の確保に相当の効用があり、かつ公共施設等の敷地の用に供する土地として適しているものであること。2. 面積が300平方メートル以上の規模の一団のものの区域であること。3. 用排水その他の状況を勘案して、農林漁業の継続が可能な条件を備えていると認められるものであることとなっております。

次に、生産緑地地区の廃止の理由について説明します。

1. 営農環境の向上を目的とした土地の形質の変更があった場合。2. 市に対する生産緑地の買取り申し出後3カ月が経過し、農地としての管理義務や建築行為等の制限が解除された場合。なお買取り申出は農業の主たる従事者が死亡した場合や農業に従事することを不可能にさせる故障に至った場合に行うことができます。3. 生産緑地地区内において公共施設が設置された場合などがあります。

このたび、買取り申出の手続を受けて都市計画としての生産緑地地区の指定を廃止し、生産緑地地区指定の申請があった農地については、申請書類及び現地を確認した結果、指定要件を満たすと判断した農地について、都市計画としての生産緑地地区の指定を追加するものです。なお既存の生産緑地地区の一部を廃止する場合、またはその一部に編入して追加する場合は、生産緑地地区の変更となります。

議案計画書の3ページをご覧ください。

今回の生産緑地地区の廃止・変更及び追加の内容です。1が廃止する6地区、2が変更する4地区、3が追加する9地区です。

議案計画書の4ページをご覧ください。

先程ご説明いたしました理由を記載しております。

議案計画書の5ページをご覧ください。

生産緑地地区の変更の概要をまとめており、この順にご説明いたします。

議案計画図の1ページをご覧ください。併せて前面スクリーンをご覧ください。

図では既決定の区域を灰色、今回廃止する区域を黄色、追加する区域を赤色で表示しております。

まず、須磨50、51、52、53、54生産緑地地区の追加です。位置は神戸星城高等学校の北側、妙法寺川の南側です。

議案計画図の2ページをご覧ください。

有野10、11生産緑地地区の廃止、有野15生産緑地地区の変更、有野161生産緑地地区の追加です。位置は神戸電鉄三田線田尾寺駅の北東側、中国自動車道の南側です。主たる従事者の故障による買取り申出により、黄色の区域を廃止します。

議案計画図の3ページをご覧ください。

有野108生産緑地地区の変更、有野160、162生産緑地地区の追加です。位置は神戸電鉄有馬線の南側、有野川の東側です。

議案計画図の4ページをご覧ください。

八多58生産緑地地区の変更、鹿の子台1生産緑地地区の廃止です。八多58の位置は山陽自動車道の南側、八多道場線の東側です。八多58は主たる従事者の死亡による買取り申出により、黄色の区域を廃止いたします。鹿の子台1は山陽自動車道の北側、中国自動車道の西側です。鹿の子台1は主たる従事者の故障による買取り申出により、黄色の区域を廃

止いたします。

議案計画図の5ページをご覧ください。

伊川谷57生産緑地地区の廃止です。位置は山陽新幹線の南側、有瀬小学校の北西側です。伊川谷57は主たる従事者の死亡による買取り申出により、黄色の区域を廃止いたします。

議案計画図の6ページをご覧ください。

伊川谷115生産緑地地区の変更、伊川谷126生産緑地地区の追加です。伊川谷115の位置は伊川の南側、明石市との市境の北側です。伊川谷115は主たる従事者の故障による買取り申出により、黄色の区域を廃止いたします。伊川谷126の位置は山陽新幹線の南側、伊川の北側です。

議案計画図の7ページをご覧ください。

玉津18生産緑地地区の廃止です。位置は明石川の東側、玉津中学校の南西側です。玉津18は主たる従事者の故障による買取り申出により、黄色の区域を廃止します。

議案計画図の8ページをご覧ください。

岩岡10生産緑地地区の廃止です。位置は第二神明道路大久保インターチェンジの南西側、明石市との市境の西側です。岩岡10は主たる従事者の死亡による買取り申出により、黄色の区域を廃止します。

議案計画書の5ページ下段をご覧ください。

以上の変更により、神戸市全体の生産緑地地区は変更前後対照表に記載のとおり、変更前の521地区、面積約105.65ヘクタールから524地区、面積約105.53ヘクタールになります。

なお本案について、令和2年10月13日から10月27日まで縦覧に供しましたが、意見書の提出はありませんでした。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○小谷会長

ありがとうございます。

ただいま事務局から説明がありましたが、ご質問、ご意見がございましたらお願いいたします。

お願いいたします。

○林委員

今回、農地、生産緑地に追加とか変更とか、増えている部分もあるのですが、廃止するときに神戸市に対する買取り申出というのをされるわけですね。その辺の手順はどういうふうに行っていくのでしょうか。

○小谷会長

事務局、お願いします。

○山田都市計画課長

買取り申出に関するご質問でございますが、先程、廃止の条件を申し上げましたが、廃

止に関しましては3つ要件がございます。そのうちのひとつとして、死亡された場合であるとか、営農が難しい場合の故障に至った場合に買取り申出ができるというようなことになっております。

手続といたしましては、そういった事象が起きた場合に、必要書類、例えば故障である場合は病院から診断書を受けていただいて、そういったものをもってまずは買取り申出の申請をしていただくということになります。

その中で、農業委員会のほうでその申請書類をチェックしながら、その農家さんであることを確認した上で、まずは買取りができるかどうかというものをこの神戸市の中で全体に照会をかけていくというような流れになります。

それから買取りをしない場合、買い取れない旨の通知を1カ月以内にしていくというところで、その買取り申出にならない場合につきましては、このフローの左側でございますけれども、農業委員会のほうに依頼をしまして、ほかの農業従事者の方にあっせんをしていただくというような流れになります。

不成立の場合、今までの事例で申し上げますと、神戸市の場合は買取り申出をした後の買取りというのとはしておりません。またあっせんをした場合の成立というのもなかなか条件が合わず成立には至っておりませんが、こういった不成立になった場合、行為制限の解除というところになりまして、行為制限を解除されてその後生産緑地地区の廃止というような形になるフローになっております。

○林委員

買取り申出というのがあるのですが、実際はこの買取りというのほとんどないということよろしいわけですね。

○山田都市計画課長

今まで神戸市の中で買取り申出の申請を頂いて、買取り申出をした実績というのはいません。

○小谷会長

よろしいですか。

いかがでしょう。ほかにご質問、ご意見はございますか。よろしゅうございますか。

それでは、他にご意見もないようですので、議案についてお諮りいたします。

第1号議案 神戸国際港都建設計画生産緑地地区の変更について

(有野10生産緑地地区ほか18地区)

神戸市決定です。

原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○小谷会長

ありがとうございます。

ご異議ございませんので、原案のとおり承認し市長に答申いたします。

続きまして、第2号議案 産業廃棄物処理施設の敷地の位置について、事務局から説明をお願いいたします。

○山田都市計画課長

第2号議案を説明させていただきます。議案計画書の6ページをお開きください。

第2号議案 産業廃棄物処理施設の敷地の位置（中央区港島9丁目）についてご説明いたします。

まず本案件の建築基準法上の取扱いについて説明いたします。

ページ下の参考に記載の関係条文をご覧ください。

建築基準法第51条では、都市計画区域内において卸売市場、火葬場またはと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他政令で定める処理施設の用途に供する建築物は、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ新築し、または増築してはならないとされております。ただし、特定行政庁が市の都市計画審議会の議を経てその敷地の位置に都市計画上支障がないと認めて許可した場合は新築や増築をすることができると定められております。

神戸市では、本市が設置する廃棄物処理施設については、都市計画決定を行い、民間事業者が設置する処理施設については、但し書き以降の規定に基づき、特定行政庁の許可をとることとしております。

本案件は、民間事業者の設置する産業廃棄物処理施設であることから、産業廃棄物処理施設の敷地の位置について特定行政庁である神戸市長が建築基準法第51条の但し書きの規定に基づき、本審議会に付議するものです。

それでは、第2号議案について、建築安全課長から説明いたします。

○田中建築安全課長

建築住宅局建築安全課長の田中でございます。着座にて説明させていただきます。

前面スクリーンをご覧ください。産業廃棄物処理施設の設置手続についてご説明いたします。

産業廃棄物処理施設の設置に当たっては、まず環境局に事業計画案が提出され、立地審査会において審査いたします。

続いて、申請書等が提出され、再度立地審査会において審査した後に、建築基準法第51条の許可申請が行われ、都市計画審議会において産業廃棄物処理施設の敷地の位置について、都市計画上支障がないかを審議していただきます。

審議の結果、問題がなければ建築基準法第51条の許可を経て、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条に基づく、産業廃棄物処理施設の設置許可申請を行っていただき、問題

がなければ施設が設置されることとなります。

議案計画書の6ページにお戻りください。併せて前面スクリーンをご覧ください。

計画内容についてご説明いたします。

名称は、産業廃棄物処理施設

施設の位置は、中央区港島9丁目13番地の一部。

敷地面積は、約1.2ヘクタールでございます。

施設の種類の、廃プラスチック類、木くず及びがれき類の破碎施設。

処理能力は、廃プラスチック類換算で、1日当たり179.92トン、木くず換算で282.80トン、がれき類換算で902.32トンです。

事業者は、株式会社神戸ポートリサイクルです。

なお、当敷地においては、平成14年9月に産業廃棄物処理施設の新設に当たり、建築基準法第51条の許可を取得済みです。

議案計画図は9ページをお開きください。併せて前面スクリーンをご覧ください。

事業場の位置でございます。株式会社神戸ポートリサイクルの事業場は中央区にあるポートアイランド第2期地区の南東部の赤丸で示した位置でございます。

事業場の周辺を拡大した図でございます。港島クリーンセンターの東の赤色で表示している位置でございます。

産業廃棄物処理施設指導要綱では、学校等の周辺100メートル以内を立地禁止区域としております。今回の場合、事業場から最も近い学校である神戸大学総合研究拠点までは西に約1.8キロメートル離れております。なお、事業場が立地しているポートアイランド第2期地区に民家はございません。

地域地区図でございます。当事業場及びその周辺はオレンジ色で示しているとおり、臨港地区に指定されております。

土地利用現況図でございます。事業計画地の敷地境界から200メートルの範囲の土地利用の状況を表示しております。事業場の北側の道路を挟んで別の事業者の事務所、工場、倉庫がございます。

搬入・搬出ルート図でございます。搬入・搬出経路を赤線で表示しています。神戸大橋を経てポートアイランドの北西からポートアイランド西側臨港道路を南下します。ポートライナーの医療センター前駅を横切って東に進み、ポートアイランド東側臨港道路に合流し、さらに南下いたします。神戸空港連絡橋の手前で東に折れ、そのまま東端まで進み、事業場に入ります。

神戸ポートリサイクルの事業場内の配置図でございます。事業区域を青線を表示しております。現在、黒枠で囲った3つの建屋内に7つの産業廃棄物処理施設が既に設置されております。

今回の計画は、図中の左から2番目に赤く表示しております既存の建屋に、新たに混合

廃棄物の破砕施設を設置するものでございます。

施設配置図でございます。先程の事業場配置図のうち、新たに施設を設置する建屋分を拡大したものでございます。破砕施設を赤枠、選別施設を青枠で囲っています。

処理工程図でございます。今回、新たに導入する破砕施設は、廃プラスチック類、木くず、金属くず、がれき類などが混ざり合った混合廃棄物を直接投入し破砕するための施設でございます。破砕された廃棄物は、直投ホッパーから投入した破砕する必要のない廃棄物と併せて、続く選別施設で金属、廃プラスチック類と木くずの破砕物等の再資源化物、バイオマス燃料となる可燃物、埋め立て処分を行う不燃物などに選別されます。

続きまして、生活環境影響調査でございます。まず実施項目ですが、今回、事業者は生活環境への影響を及ぼす要因としまして、施設の稼働と廃棄物運搬車両の走行の2つとしており、施設の稼働については、粉塵、騒音、振動、悪臭、廃棄物運搬車両の走行については、交通量、騒音、振動を調査しております。

続いて、現況調査地点及び予測地点でございます。施設の稼働に伴う現況調査及び予測は図のとおり、利用上の敷地境界において敷地境界までの距離や風向きを考慮して実施いたしました。廃棄物運搬車両の走行に伴う項目については、搬入・搬出ルートであり、近傍に民家があるポートアイランド西側臨港道路において現況調査及び予測を行っております。

調査予測結果は、全ての項目で環境保全目標を満足しており、周辺環境へ与える影響はほとんどないと評価されました。

最後に、周辺同意の取得状況でございます。神戸市産業廃棄物処理施設指導要綱では、今回のような破砕施設を設置する場合、敷地境界から100メートル以内に存在する自治会等の住民自治組織、隣接する土地建物の所有者・占有使用者より同意を取得するよう求めています。併せて、住民自治組織及び占有使用者とは生活環境保全上の条件を明記した協定書の締結を求めています。

本議案については、敷地境界から100メートル以内に住民組織は存在いたしません。敷地に隣接する土地建物占有者・占有使用者である商船港運株式会社については、同意書の取得及び協定書の締結を、令和2年7月17日に終了しております。

議案計画書の6ページをご覧ください。理由でございます。

当該破砕施設は、これまで臨港地区内で処理ができず、地区外に搬出されていた漁網、ロープ、防舷材、大型タイヤ、廃船などの処理困難物を処理・再資源化できるようにするため設置するものであり、臨港地区内の廃棄物処理の効率化が見込まれます。また、破砕後の処理後物の一部は再資源化物やバイオマス燃料となるため、臨港地区内の再資源化の向上が見込まれます。

当敷地は、既に都市計画審議会において認められた産業廃棄物処理施設の事業区域内に新たな施設を設置するものであり、都市計画上支障がないと認められます。

以上です。

○小谷会長

ありがとうございます。

ただいま事務局から説明がありましたが、ご質問、ご意見がございましたらよろしくお願いたします。

お願いします。

○朝倉委員

新しい施設の処理能力はここに書かれているとおりでと思うのですが、今回の破砕機が新設されて、当該事業場内の処分量全体はどれくらい増えるのでしょうか。

○小谷会長

事務局、お願いたします。

○中西事業系廃棄物対策担当課長

ただいま頂きましたご質問につきましてですけれども、現状、当該事業場におきます廃棄物処理施設といたしましては、破砕施設と、減容固化施設という、溶かして固める施設がありまして、それらを併せて日量79.2トン処理能力がございます。あと、選別のための施設といたしまして、約100立方メートルの1日の処理能力の選別施設がございます。それが今回お諮りさせていただきました施設を造ることによりまして、処理能力といたしまして破砕プラス減容固化施設で259.12トン、選別施設については、そのまま100立方メートルというような処理能力の変更になる予定でございます。

○小谷会長

どうぞ。

○朝倉委員

それぞれ今、現状を頂いたのですが、これは相対で増えるということなのですが、相対で増えても、これまで埋め立てしていたようなものが破砕されて、さらに分別されて、リサイクルできるものはリサイクルされるということで、その埋め立ての部分というのは減るという考え方でよろしいでしょうか。

○小谷会長

お願いたします。

○中西事業系廃棄物対策担当課長

ご指摘のとおり、この施設を造ることによりまして、今までは市外に最終処分をしていた、埋め立てていた廃棄物がリサイクル、あるいは再資源化できるというような設備でございますので、そのようになる予定でございます。

○小谷会長

どうぞ。

○朝倉委員

それぞれリサイクルなりをして、きちんと行く先まで決まっているのかというところも

お聞きしたいのですけれども、例えば、バイオマス燃料、これなんかはどんなふう売却しているのか。

○小谷会長

事務局、お願いいたします。

○中西事業系廃棄物対策担当課長

リサイクルするルートにつきまして、この株式会社神戸ポートリサイクルの親会社になります企業のほうに持ち込んで、主に再資源化される予定と聞いています。

○小谷会長

どうぞ。

○朝倉委員

新しい機械でリサイクルも進むということでは、それでいいと思うのですが、今後、分量が増えていくこと自体については、いろいろ環境アセスもされていますけど、事後も定期的な調査も含めてお願いしたいなというふうに思います。

○小谷会長

ほかにいかがでしょう。

○村野委員

ちょっと念のためにお聞きしますが、これによって、どれぐらいのサイズの車両が増えるか、それから今後も例えば、こういった議案とか、新たに計画決定された敷地内に新たに施設、設備みたいなものが増えていって、またその都度そういった車両が増えていくというようなことというのは今後もあり得るのか、その2点をお聞かせください。

○小谷会長

事務局、お願いします。

○中西事業系廃棄物対策担当課長

今回の施設によりまして、今の計画でいきますと、トータルの交通量が日量140台から190台程度に増えるということで、管理車両は140台から190台に増える。それで内訳といたしましては、2トン車から10トン車の間のクラスが35台、25トン車が15台程度増えるという聞いています。

今後につきましては、今回の当該事業者につきましては、トータルの搬入車両台数を地元との協定の中で車両台数が決まっているようございますので、もうそろそろ、これ以上増やす余地というのはあまりないような形になっています。ですので、この場所につきましては、これからそれほどないのかなというような感じはしています。

○小谷会長

どうぞ。

○村野委員

今、上限が決まっているからということだけれども、これはこのポートアイランドの端

っこやから、基本的にここ自体は、周辺に自治会であるとか、影響はないということですが、車両はずっと通っていくわけです。私も詳しくないから、トンで言われても大体どんなものか、それが荷物を積んでいったり来たりするわけだから、よく工事なんかが始まるとダンプがずっと、今まで通っていなかった車両がずっと通って車列を市街地なんかでも見ることもあるのだけれども、だからそういった影響とか、ルートであるとか、その辺についてもしっかりと考えていただいた上で、このポートアイランドも神戸市も今、いろいろと力を入れていますから、その辺の共存というか、その辺のことも考えて進めていただきたいと思います。

以上です。

○小谷会長

ほかにご意見はございますか。いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、ほかにご意見もないようですので、議案についてお諮りいたします。

第2号議案 産業廃棄物処理施設の敷地の位置について（中央区港島9丁目）

神戸市決定であります。

原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○小谷会長

ありがとうございます。ご異議ございませんので、原案のとおり承認し市長に答申いたします。

では以上をもちまして、本日の議事は全て終了いたしました。

大変熱心にご議論いただきましてありがとうございます。

それでは、これをもちまして閉会いたします。